

指定訪問介護・第一号訪問事業重要事項説明書

〔令和 7 年 5 月 1 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス
代表者役職・氏名	理事長 賛 正基
本社所在地・電話番号	神奈川県海老名市中央4-16-1・046-233-1311
法人設立年月日	1973年10月15日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	ヘルパーネット東埼玉
事業所番号	訪問介護・第一号訪問事業 (指定事業所番号1171100397)
所在地	〒345-0025 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-1-2
電話番号	0480-31-0561
FAX番号	0480-96-1912
通常の事業の実施地域	杉戸町・宮代町・幸手市

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで（年中無休）
営業時間	午前8時30分から午後6時まで

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 人
サービス提供責任者	・訪問介護計画（第一号訪問事業計画）を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常勤 3人以上
訪問介護員	訪問介護計画（第一号訪問事業計画）に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤 3人以上 非常勤6人以上

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1～3割)に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10,42円(6級地)

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
身体介護	20分未満	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上30分未満	2,542円	254円	509円	763円
	30分以上1時間未満	4,033円	403円	807円	1,210円
	1時間以上1時間30分未満	5,908円	591円	1,182円	1,773円
身体介護	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	854を加算	86円を加算	171円を加算	257円を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		677円を加算	68円を加算	136円を加算	204円を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	2,292円	229円	459円	688円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円	417円	626円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算(1)	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等の助言に基づきサービス提供責任者が、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合	1月につき 1,042円 (初回の訪問介護実施月)	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算(2)	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等が訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合	1月につき 2,084円 (初回の訪問介護から3か月間を限度)	209円	417円	626円
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	1回につき、基本利用料の25%			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	1回につき、基本利用料の50%			

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額(1割又は2割又は3割)
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%	
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件のすべてに適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の24.5%	

(2) 第一号訪問事業の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1～3割)に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

区分	サービス内容	基本利用料	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
訪問型独自サービス 11	1週間に1回程度のサービス(月4回超) 事業対象者・要支援1・2	1月につき 12,253円	1月につき 1,226円	1月につき 2,451円	1月につき 3,676円
訪問型独自サービス 12	1週間に2回程度のサービス(月8回超) 事業対象者・要支援1・2	1月につき 24,476円	1月につき 2,448円	1月につき 4,896円	1月につき 7,343円
訪問型独自サービス 13	1週間に2回以上のサービス(月12回超) 要支援2	1月につき 38,835円	1月につき 3,884円	1月につき 7,767円	1月につき 11,651円
訪問型独自サービス 21	標準的な内容の指定相当訪問型サービス 事業対象者・要支援1・2	1回につき 2,990円	1回につき 299円	1回につき 598円	1回につき 897円
訪問型独自サービス 22	生活援助のみ(月20回まで) (20分以上45分未満) 事業対象者・要支援1・2	1回につき 1,865円	1回につき 187円	1回につき 373円	1回につき 560円
訪問型独自サービス 23	生活援助のみ(月16回まで) (45分以上) 事業対象者・要支援1・2	1回につき 2,990円	1回につき 299円	1回につき 598円	1回につき 897円
訪問型 短時間サービス	身体介護のみ(月22回まで) (20分未満) 事業対象者・要支援1・2	1回に月 1,698円	1回につき 170円	1回につき 340円	1回につき 510円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 1,042円	105円	209円	313円

② 加算の基準に適合していると市町村に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額(1割又は2割又は3割)
訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件のすべてに適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の24.5%	

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり30円を請求します。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用の24時間前までに連絡があった場合	無料
利用の12時間前までに連絡があった場合	当該基本料金の 50%の額
利用の12時間前までに連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%の額

(5) その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月10日以降に発行致します。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替
(振替日は28日となります。休日の場合、翌営業日になります)
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名： 住 所： T E L： 担 当 医：
緊急連絡先 (ご家族①)	氏 名： T E L：
緊急連絡先 (ご家族②)	氏 名： T E L：
居宅介護支援事業者等	事業所： 氏 名： T E L：

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上保険株式会社
保険名：居宅サービス事業者総合補償制度

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ・ 苦情等を速やかに責任者へ伝えます。
 - ・ 直ちに相手方と連絡を取り、内容を整理します
 - ・ 検討会議を開催し、その結果に基づいた対応を行います。
 - ・ 検討・対応の結果を他の従業者に伝え、記録を保管し再発防止に役立てます。

(2) 苦情相談窓口

担 当	サービス提供責任者：渡辺道子・小畑美樹・澁谷礼子・野田紀子 0480-31-0561
電話番号	午前8時30分から午後5時30分まで
受付時間	月曜日から土曜日まで
受 付 日	(国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

杉戸町 高齢介護課	0480-33-1111(代)
宮代町 健康介護課	0480-34-1111(代)
幸手市 介護福祉課	0480-42-8444
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

14 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☐ 無 ☒

15 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

指定訪問介護、第一号訪問事業の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-1-2

法 人 名 社会医療法人ジヤパソメディカルアライアンス

代表者名 理事長 賛 正基

説明者

事業所名 ヘルパーネット東埼玉

氏 名 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

電話 _____

氏名 _____ 印 _____

(代理人) 住所

電話 _____

氏名 _____ 印 _____

利用者との関係

オプションサービス

*当事業所において、通常のサービス提供の範囲を超える保険外サービスとして下記のサービスを利用することができます。ただし、全額、自己負担となります。

サービスの種類・内容	利用料金
1. 介護保険適応外の訪問サービス (介護計画外サービス)	身体介護 30分毎に 2, 200円 (例：院内介助等) 生活援助 30分毎に 1, 100円 (例：家族援助等) *時間帯は介護保険下の時間に準じ、早朝・夜間は25%、深夜は50%加算とする。
2. 緊急時の連絡対応 訪問時死亡に際した場合の連絡等対応	5, 500円
3. 車両使用費 買い物援助時において車両使用した場合	ご利用者様宅より1km毎に 30円

上記、介護保険外サービス（オプションサービス）の説明をしました。

説明者 事業所名 ヘルパーネット東埼玉

氏 名 印

私は、事業者から介護保険外サービス（オプションサービス）の説明を受け、上記について同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

利用者との関係